

1 いじめ防止等に向けた基本姿勢

いじめ防止対策推進法 平成25年9月28日施行より

■ 法律の目的

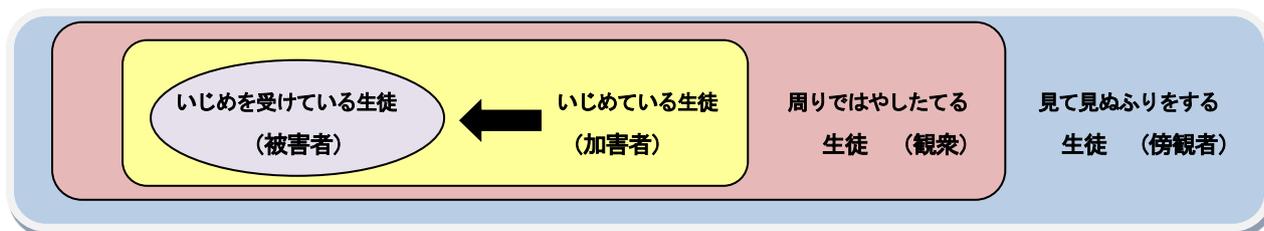
いじめは、被害児童等の「心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」行為である。また、被害児童等の「教育を受ける権利」を侵害する。いじめ防止対策推進法は、このいじめが有する危険性を重視し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処（＝いじめの防止等）を行うための対策を「総合的かつ効果的に推進する」ことをねらいとして制定された法律である。（1条）

■ いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。（2条1項）

■ いじめの構造

いじめは、いじめられている生徒といじめをしている生徒との関係だけでとらえることはできない。いじめは「**四重構造**」になっている。観衆や傍観者になっている生徒も結果として、いじめを助長していることになる。また、被害者と加害者との関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者になれるような指導を日常的に行うことが大切である。

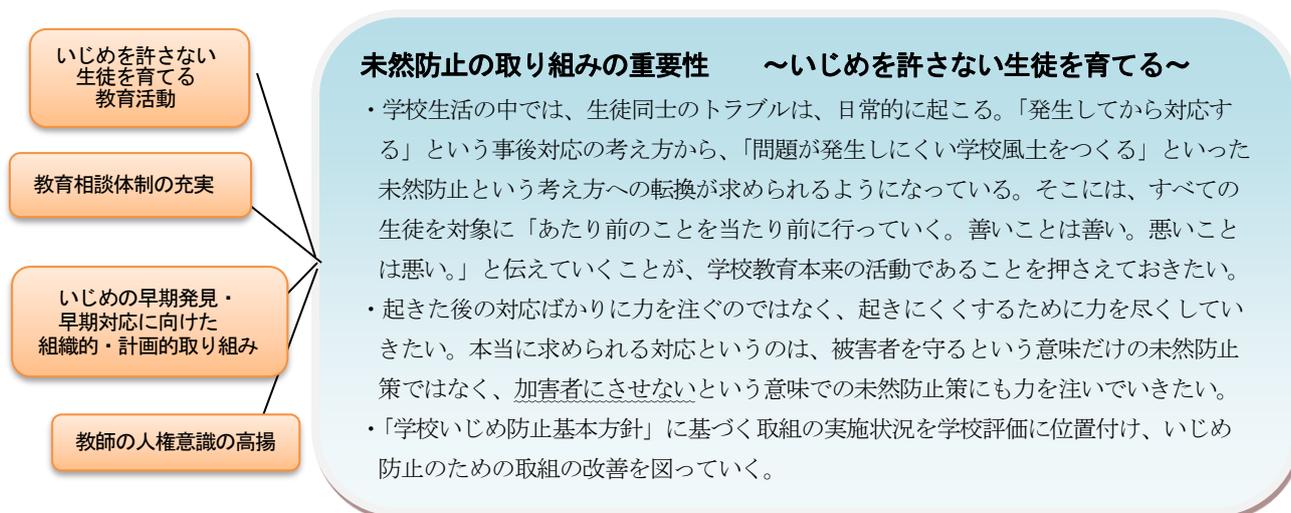


いじめ対応に関する鷹取中学校の基本方針 ～いじめの未然防止～

■ いじめ防止等に向けた教職員の基本姿勢

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という姿勢を全校生徒に発信し続ける。
- (2) 「いじめは今もどこかに起こりうる問題である」という認識を全職員が持ち続ける。
- (3) 職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がける。
- (4) 小さなサインを見逃さず、いじめを受けている生徒の立場に立って、初期段階から組織（チーム）で対応する。
- (5) 道徳教育や人権教育の充実、特別活動の推進等で、人間関係を豊かにする教育を実践する。
- (6) いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- (7) 家庭や地域、関係機関と連携を図り、複数の目で生徒を見守る体制を構築する。

■ 基本方針を図式化したもの



2 いじめ防止等に取り組むための組織

いじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処等に関する措置をより実効的に行うため、次の構成員により「いじめ防止対策委員会」を設置し、全体会を年に2回行う。また、その活動をより効果的にするために、1ヶ月に1回、「支援教育推進委員会」を活用し、情報を共有する中で、いじめ防止に関わる取り組みの企画立案、対応策検討を行う。

■いじめ防止対策委員会・・・構成員全体の会議（年間2回：6月，2月）

学校内			学校外
校長	教頭	各学年主任	学校運営協議会員
生活指導部長	生徒指導担当	支援コーディネーター	PTA会長・PTA副会長
養護教諭	スクールカウンセラー	登校支援相談員	青少年育成連絡会（会長・推進員）

〔活動内容〕

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの報告、検証、修正
- ②いじめの相談や通報の窓口
- ③いじめに関する保護者、地域からの情報の収集と記録の共有

■支援教育推進委員会・・・校内メンバーによる会議（月に1回）

校長	支援コーディネーター	各学年主任	生徒指導担当	養護教諭
教頭	スクールカウンセラー	登校支援相談員		

※ 毎週火曜日に企画会にて情報共有

〔活動内容〕

- ①教育活動におけるいじめ防止の手立て
- ②いじめを発見する手立て
- ③早期発見、早期対応のあり方

3 いじめの未然防止のための取り組み

■ いじめを許さない学校・学級づくり

1 学級経営の充実

- (1) 生徒に対する教師の受容的、共感的姿勢により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う学級づくりをする。
- (2) 生徒の自発的、自治的な活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをする。
- (3) 正しい言葉遣いができる集団を育てる。 → いじめの大半は言葉によるもの。人権意識のかけた言葉遣いへの指導が必要。(キモイ、ウザイ、死ね・・・)
- (4) 年度の初めから、学級ルール of 規範が守られるような毅然とした指導を徹底し継続していく。
- (5) 担任として、自らの学級経営のあり方を定期的にも振り返り、見直しをもってすすめる。

【注】担任と生徒たちが、いわゆる「なれあい」になっている学級に、いじめが発生しやすい。

2 授業中における生徒指導の充実

- (1) 自己決定・自己存在感・共感的人間関係のある授業づくりをすすめる。
- (2) 楽しい授業、わかる授業を通して、生徒たちの学びあいを保障する。

3 道徳

- (1) いじめを題材とした内容を計画的に取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- (2) 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実を図る。

4 学級活動

- (1) いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合いをおこない、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- (2) 学級内のコミュニケーションの活性化を図るため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムをとり入れ学習する。
- (3) 人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等を活用し、学習する。

5 学校行事・部活動

- ・生徒たちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られるよう企画し、実施する。

6 生徒会活動

- ・生徒が自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動(いじめ防止アピール、ピア・サポート活動 ※生徒たちが行う相談活動)をすすめる。

生徒会が主催

4 いじめの早期発見・早期対応のための取り組み

1 いじめを発見する手立て

- (1) 教師と生徒との日常の交流をとおした発見
 - ・生活ノートや相談、業間休みや昼休み、放課後の雑談の機会などで気になる様子に目を配る。
- (2) 複数の教師の目による発見
 - ①全教師が様々な教育活動を通して生徒たちに関わることにより、発見の機会を多くする。
 - ②教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、生徒のトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。
 - ③業間休み、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行うことも、発見を容易にする。
 - ④けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかを判断す

る。

(3) アンケート調査

- ① いじめも含めた「生活アンケート」等の調査、また全く別の目的で行うアンケートの中にも「悩み」等を記入できる体制を整え学校全体で計画的に取り組む。アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教師であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。
- ② 学年はじめや長期休業前や明けなど、生徒の人間関係に変化が表れやすい時期（6月末、11月末）や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施するのも有効である。

【いじめの認知件数の考え方】

- ① いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩である。
- ② 認知件数が多いことは悪いことと捉えるのではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れという考え方もある。
- ③ 認知件数が多い、少ないにかかわらず、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが重要である。

(4) 教育相談を通じた把握

- ① 学校全体として定期的な面談の実施や、生徒からの依頼があった時には面談ができる体制を整えておく。
- ② 面談方法や面談結果については、スクールカウンセラーなど専門的な立場からの助言を得るとよい。
- ③ 特に配慮が必要な生徒に係るいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的かつ継続的な支援を行う。

2 早期発見、早期対応のあり方

(1) いじめの発見、報告体制等のシステム化

○システム化しておくべきこと

- ① いじめを発見した時の報告体制
- ② いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）
- ③ いじめの（生徒指導全般共通）指導記録の共通化
 - ・ 情報の見える化 → 情報の共有化 → 問題への意識化 → 解決に向けた協働体制
 - ・ いじめ問題の確実な引き継ぎ → いじめの再発防止 → 生徒を守る
 - ・ 記録から見える課題の把握 → いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

(2) 教育相談体制といじめを訴えることの意義と手段の周知

- ① 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に伝える。
 - ・ 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に知らせてよいことを伝える。
 - ・ 「悩み相談箱」などを設置するのも手立てだが、その管理を徹底することが条件づけられる。
 - ・ 生徒指導担当やスクールカウンセラー、登校支援相談員等への相談の申し込み方法を伝える。
 - ・ 関係諸機関（こども青少年支援課、児童相談所、警察：県警本部少年相談・保護センター等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に伝える。（配布物やポスター等）
- ② いじめを訴えることは、人権と命を守ることに繋がる勇気ある行為であることを日ごろから指導する。
- ③ 匿名による訴えの対応
 - ・ 匿名で訴えたい気持ちに理解を示しながらも、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、学校及び相談機関は**秘密を厳守**して、意向に添った

対応をすることを伝える。

5 いじめへの対処

1 いじめ事案等が発生した場合の組織的対応の流れ（別添資料→いじめ事案対応フローチャート）

2 いじめへの対処について

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- (2) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた指導生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようと言う態度を育むようにします。
- (7) インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていく。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとる。
- (8) 特に配慮が必要な生徒に係わるいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的かつ継続的な支援を行う。
- (9) 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行う。
※初期対応をさらに丁寧かつ迅速に行い、早期解決に向けた対応を図る。

6 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第28条第1項第1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供する。

7 その他 学校としての留意事項

■ いじめ防止のための取り組み

(1) 校内研修について

いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

職員会や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深めておくことが必要である。

①いじめ問題に対応するための共通理解

- ・いじめの態様（種類）に関する認識 →事態を軽視する見方があるといじめが蔓延する。
- ・いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図る。

②いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢

- ・人権意識を研ぎ澄ますことが大切である。
- ・いじめ問題は必ず組織で対応する。
- ・いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立って、生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
- ・自分の学級、授業等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

③いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合もある。

・暴行罪（刑法第 208 条）	・傷害罪（同法第 204 条）	・脅迫罪（同法 222 条）
・恐喝罪（同法第 249 条）	・侮辱罪（同法第 231 条）	・名誉棄損罪（同法第 230 条）

④安全配慮義務

○学校がとるべきいじめに関する安全配慮義務には、以下のようなものが考えられる。

・一般的注意義務	・いじめの本質を理解する義務	・生徒の動静把握義務
・いじめ全容解明義務	・いじめ防止措置義務	・保護者に対する報告、協議義務

（日本弁護士連合会「いじめ問題ハンドブック」こうち書房 1995 年より）

【参考：安全配慮義務違反が争われた事案】

- ・自殺の原因がいじめであるとして安全配慮義務違反が争われた事案
（東京高裁 平成 14 年 1 月 31 日判決、確定）
- ・いじめにより登校拒否に至ったとして、安全配慮義務違反が争われた事案
（東京地裁八王子支部 平成 3 年 9 月 26 日判決、確定）

(2) 保護者や地域からの情報提供

- ① 日ごろから、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や地域に伝え、共通認識に立ったうえで、いじめ発見に協力を求めるとともに、保護者や地域からの訴えに傾聴する。
- ② 保護者が子どもの変化を読み取れるような**チェックポイント**などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法を伝えておく。

啓発資料作成

(3) 小学校との連携による情報共有

(4) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を学校評価に位置付け、いじめ防止のための取り組みの改善を図る。

市のいじめ相談機関

■いじめ電話相談

「こどもの悩み相談ホットライン」の設置について

教育委員会では、学校で生じたこどもの様々な人間関係などの悩み等を早期に解決するために「こどもの悩み相談ホットライン」を設置しています。学校生活の中での「いじめ」や「友だちとの人間関係」、学校生活の心配や不安について、電話相談を受けます。

- 受付日：月曜日・水曜日・金曜日（祝休日および年末年始は除きます）
- 受付時間：午前9時～午後5時まで
- 専用電話：046-822-6522

＜お問い合わせ＞

[教育委員会事務局学校教育部支援教育課](#)

横須賀市小川町 11 番地 本館 1 号館 6 階 <郵便物：〒238-8550 支援教育課> で届きます

電話番号：046-822-8513

ファクス番号：046-822-6849

メール：su-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp

県のいじめ相談機関

	相談窓口名称	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考
1	神奈川県立総合教育センターいじめ 110番	神奈川県	電話：0466-81-8111	24 時間受付	なし	主に高校生までのいじめに関する電話相談
2	横浜弁護士会法律相談センター 子どもの人権相談	横浜弁護士会	045-211-7700 予約電話 10時～12時 13時～16時	毎週火曜日 13時15分～16時45分	土日祝日 年末年始	深刻ないじめ、不登校、学校とのトラブルなどの相談ができます。（45分以内無料 予約制 電話相談可）
3	神奈川県警少年相談・保護センター ユーステレホコーナー	警察本部少年育成課	045-641-0045 0120-45-7867（フリーダイヤル）	平日 8時30分～17時15分	土日祝日、年末年始	—
4	子ども人権 110番	横浜地方法務局	0120-007-110 フリーダイヤル	8時30分～17時15分	土日祝	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談
5	インターネット人権相談受付（子ども用）（PC）	横浜地方法務局	—	24 時間受付	なし	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談

いじめ事案対応フローチャート

